

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止の取扱いについて

お子さんがインフルエンザにかかった場合、別紙の「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」を保護者の方で記入の上、学校に提出いただいております。ご理解とご協力をお願いします。治癒報告書の提出にあたっては、下記の事項についてご留意下さい。

なお、インフルエンザ以外の学校において予防すべき感染症については、従来どおり、医師の記載による登校許可証明書の提出をお願いします。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。（高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため）また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。








＜出席停止の期間の基準＞
 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
 （解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できません）

- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 「治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

＜参考＞

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザにかかった場合の出席停止期間は、法律で以下のように定められています。

発症後、最低5日間、かつ、解熱後2日間は登校不可								
	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発 症	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目		発症後 5日以内	登校可能 	
例2		発熱	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内	登校可能 	
例3		発熱	発熱	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 	
例4		発熱	発熱	発熱	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 